

一般社団法人日本地球化学会  
委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会は、学会の活動に必要なものを理事会が設置する。

(報告)

第3条 各委員会は、活動状況を理事会へ報告する。

(委員長)

第4条 各委員会の委員長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(委員の選任)

第5条 各委員会の委員は、理事会の承認を経て、会長または委員長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長および委員の任期は、委員会ごとに定める。なお、再任は妨げない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。